

第208回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時 令和7年10月14日（火）
午前10時00分～12時00分
場所 群馬県庁29階 第1特別会議室

第208回群馬県都市計画審議会

1 開催日時 令和7年10月14日（火） 午前10時00分～12時00分

2 場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室

3 出席委員 小磯 正康、小林 享、津久井 晴美、今泉 芳雄、馬場 早苗、内田 満夫、岩崎 福久（代理 江波戸孝明）、安東 隆（代理 野中泰史）、入内島 道隆、金沢 充隆、牛木 義、今井 俊哉、根岸 赴夫

4 欠席委員 石関 正典、熊川 栄

5 事務局幹事出席者

都市計画課 小島課長、勝見次長、下山次長
建築課

6 議案

第1号議案 県央広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

第2号議案 東毛広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

第3号議案 利根沼田広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

第4号議案 吾妻広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

第5号議案 前橋都市計画区域区分の変更（第9回定期見直し）について

第6号議案 高崎都市計画区域区分の変更（第9回定期見直し）について

第7号議案 桐生都市計画区域区分の変更（第9回定期見直し）について

第8号議案 館林都市計画区域区分の変更（第9回定期見直し）について

第9号議案 藤岡都市計画区域区分の変更（第9回定期見直し）について

第10号議案 玉村都市計画区域区分の変更（第9回定期見直し）について

第11号議案 前橋都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について

第12号議案 沼田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について

7 議事概要 別紙のとおり

第208回群馬県都市計画審議会 議事概要

(司会=小島課長)

お待たせいたしました。

ただいまから第208回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

私は、群馬県都市計画課長の小島でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは委員の皆様の出席状況についてご報告いたします。

本日現在ご出席をお願いしました委員の皆様は15名でございますが、代理出席の方を含め、現在13名出席されております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による定足数2分の1以上に達しておりますので、今回が成立していることをご報告申し上げます。

なお今回の審議会は、お手元にお配りいたしました次第に沿って説明させていただきたいと思います。

続きまして、委員の異動報告を行います。

(勝見次長)

お手元の群審報第128号をご覧ください。

群馬県都市計画審議会条例第二条第一項第二号に定める、関係行政機関の職員として、関東地方整備局長の岩崎 福久（いわさき・よしひさ）様が退任され、橋本 雅道（はしもと・まさみち）様が就任されました。また、関東農政局長の安東 隆（あんどう・たかし）様が退任され、菅家 秀人（かんけ・ひでと）様が就任されました。

以上でございます。

(小島課長)

それでは、これより議事に入らせていただきます。小磯会長、よろしくお願ひします。

(小磯会長)

それでは議事に従って進めて参りたいと思います。

議事に先立ちまして、議事録署名人を2名指名させていただきます。

今回は小林委員と内田委員にお願いします。よろしくお願ひいたします。

なお、議案の説明の方は事務局からいたしますので、ご了承願います。

続きまして本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについてのご検討をお願いします。

これについて事務局から説明をお願いします。

(勝見次長)

本日上程の議案は、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(小磯会長)

ただ今のご説明のとおり、本日の議案につきましては公開にするとの提案でございます。審議を公開することについて、ご異議等はございますか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それではご異議がないということですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開いたしまして、傍聴を認めることといたします。

それでは事務局は、傍聴者を入場させてください。

(一般傍聴者 1名、報道関係者 2名入場)

(小磯会長)

それでは事務局から、本日の傍聴者についてご報告をお願いいたします。

(勝見次長)

本日の傍聴者でございますが、一般の傍聴者は 1名、報道関係者が 2名です。

(小磯会長)

傍聴者の方には、事務局の方からお配りしている傍聴要領を読んで、これを遵守してくださるようお願いします。万一、傍聴要領に反する行為がございました場合は、退場していただくことがございます。

それでは、報道関係の方につきましては、ただいまより写真撮影など許可いたします。

それでは写真撮影などは終了してください。

ただ今から議案の審議を行います。

第 1 号議案から第 4 号議案は、いずれも各広域都市計画圏の「都市計画区域マスタープラン」の変更に関するものですので、一括で上程いたします。各議案について、事務局から説明を求めます。

(下山次長)

第 1 号議案から第 4 号議案の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の変更について、共通する内容も多いことから一括でご説明します。

お手元の 1 号議案の議案書の 1 ページ目をご覧ください。1 ページ目は、県央区域マスタープランの付議書になります。次の変更の概要を示した 2 ページ目と冊子が計画書になり、次の 3 ページ目が変更理由です。

なお、議案書は付議書から変更理由までに通しのページ番号がつけてあります。冊子の部分については冊子自体のページ番号となっております。

お手元の添付図面の図－1（都市計画区域マスタープランと本県の都市づくりの課題）

を御覧ください。また同じものをスクリーンにも写しております。

お配りした冊子は、3月都市計画審議会時にお配りしたものから内容の変更はございませんので、本資料にて改定のポイントをご説明します。なお昨年12月の審議会で一度ご説明したものです。

「I の都市計画区域マスターPLANとは」をご覧ください。

区域マスターPLANは、都市計画法に基づき県が定める都市づくりの基本的な方向性を示す計画で、概ね5年に1度見直しを行っており、市町村マスターPLANや立地適正化計画などの方針や、市街化区域への編入など個別の都市計画はこの計画に即して定めることになります。

次に「II の現行プランの主な成果」をご覧ください。

前回の見直しからこれまでの間に、区域マスターPLANに基づき市街化区域編入し、新たな産業拠点を創出したことで優良企業の新規立地や、地区計画制度による既存集落への新たな居住の誘導策を講じるなど、経済活性化や地域の活力維持に貢献しています。

右側、「IIIの群馬県の都市づくりにおける継続課題」をご覧ください。継続する課題である「土地利用」と「交通」についてご説明します。

まず、土地利用についてですが、スクリーンにはH22からR2の人口の変化について表示しています。メッシュの高さはR2人口からH22人口を引いた絶対値、色は人口の増減率です。赤い色が濃いほど人口増加率が高く、青い色が濃いほど人口減少率が高い事を示しています。山が高く濃い青のメッシュは減少人数、減少率共に高いことを示します。高崎駅周辺など一部では駅周辺の人口が増加している地域もありますが、駅周辺の市街化区域でも人口減少が著しい地区が見られます。また土地利用規制の緩い郊外へ人口が流出するなどで、無秩序な宅地化が進行している地域が多くあります。

次に、交通においては、ご存じの通り本県は自動車に過度に依存した生活行動となっており、公共交通の利用者も減少しています。また、下の右側の図に示しますように、公共交通沿線地域の外に、一定規模の人口密度がある地域が点在しており、土地利用と交通がしつかり連携して都市づくりを行う必要があります。

お手元の添付図面の図-2又はスクリーンをご覧ください。

上の囲いをご覧ください。今回の改定のポイントは、1点目として「まちのまとまり」の明確化と新たな産業拠点づくりのために、引き続き現在の土地利用の方針を継続します。2点目として、都市づくりの新たな潮流における防災・減災面などをふまえた改定を行うこととしております。

左上「IVの都市づくりの新たな潮流」をご覧ください。前回MP改定後の各上位計画の概要となります。

コロナ禍を契機としたライフスタイルの変化により、これらの上位計画においては、デジタルの更なる活用や、人口(多い少ない)だけでなく「県民幸福度」の観点からの位置付けがされております。

「Vの改定マスターPLAN(案)の内容」をご覧ください。改定する区域マスターPLANの概要についてご説明します。「1. 都市づくりの目標」ですが、これまで、本県では、都市づくりの目標を『「ぐんまらしい持続可能なまち」、ぐんまのまちの“個性”を生かしながら、“まちのまとまり”をつくりだします』として、人口減少と少子高齢化が同時に進行

する中でも、多様な移動手段を選択できることや、誰もが生活に必要なサービスを持続的に受けられることを目指してきました。

今回の改定では、先ほど御説明した「新たな潮流」を踏まえ、これまでの目指すまちの方針は堅持しつつ、さらに、これまでの公共交通網や道路網などのリアルに加え、デジタルのネットワークでまちのまとまりをつなぐことにより、これまで以上にまちのまとまりの拠点性を高め、未来につながる魅力的なまちを目指して、都市づくりの目標を「未来につながる魅力的なまちへぐんまのまちの“個性”を生かしてまちのまとまりをつくり、デジタルとリアルのネットワークでつなぎます～」としております。

この都市づくりの目標を元に、土地利用や交通、都市防災など5つの分野毎の目指す将来像として、それぞれ「多様な暮らし方や働き方が可能な生活利便性の高い社会」「多様な移動手段が選択できる社会」「安全な生活と安定した経済活動が可能な社会」などとします。

「2. 区域区分（いわゆる線引き）の方針」については、現計画の方針を継続することとします。線引き都市計画区域は、引き続き区域区分を維持し、都市が拡散傾向にある非線引き都市計画区域は、目標年次である令和12年までに区域区分又は代替となる適正な土地利用規制を求めていきます。

「3. 主要な都市計画の決定の方針」においては、まちのまとまりを維持するための【住宅地】の方針や、郊外における新たな商業地の拡大を原則抑制する【商業地】の方針、公共交通の利便性が高く業務機能が既に集積している拠点へ配置する【業務地】の方針、交通利便性が高い幹線道路沿線に配置する【産業地】の方針を継続することとします。また、新たに【防災・減災】の方針として、居住や都市機能を誘導する地域で災害に強いまちづくりを進めるため、立地適正化計画（防災指針）の策定を推進することを新たに記載します。

お手元にお配りした4圏域の区域マスタープランは、これらの方針に沿って記載したものとなっております。

区域マスタープランの見直し概要に関する説明は、以上でございます。

お手元の添付図面の図-3またはスクリーンをご覧ください。

各都市計画区域マスタープランにつきましては、前回審議会後の7月15日から29日までの間、都市計画法第17条の規定による案の縦覧に供しました。

その結果、吾妻広域都市計画圏の整備、開発及び保全の方針について、1件の意見書の提出がありましたのでご紹介します。お手元の議案書の17ページとあわせて、添付図面の図-4またはスクリーンをご覧ください。

意見の要旨は、「これから社会では自分が今まで経験してきたこと、知識そのままではいけないと思いました。その中で、県も市町村もよく考えてくっていて、安心しました。新しい時代・社会になっていく未来を楽しみにしています」というご意見をいただきました。

なお、県案に賛同する意見ですので、この意見による案の修正等はございません。

スクリーンをご覧ください。

その後、関係市町村にも意見聴取し、異存ない旨の回答をもらっています。

今後、国土交通省への協議を経て、令和7年12月の決定告示を予定しております。

第1号議案から第4号議案に関する説明は以上となります。慎重ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

(小磯会長)

ただいま説明のありました第1号から第4号議案につきまして、委員の皆様からご意見、あるいはご質問があれば、お願ひいたします。

(小林委員)

今回の計画の変更にあたって、令和2年から6年までのプランの評価と、評価を踏まえた改善のプロセスの確認をまずしたい。例えば、従前のプランで予想したこと、こうしたいということが実現できたのかどうか。既存の反省をして、そこから次のプランニングにかかるというのが普通のプロセスだと思うが、既存プランの評価及び反省点はどうだったか。それから、プランの実現にあたって、府内各部局との共有化や各市町村との連携についてはどのように考えているのか。

(下山次長)

まず1点目ですが、図1の右側の「群馬県の都市づくりにおける継続課題」については、過去5年の動向を分析した結果から出しております。具体的に申しますと、「県央広域都市計画のマスタープラン」冊子の6ページから現況の分析、12ページからは、取り組んできた今回の5年間における人口の増減や郊外の土地利用、15ページでは非線引き区域における開発の状況、16ページでは新築動向などを分析し、郊外への拡散がみられ、それにはどうしたらよいか、ということで課題にしております。

この5年間の成果ということで言いますと、前回から郊外への拡散は懸念材料であり、これに対処するということで目標を掲げてきましたが、各市町村において、非線引きの郊外の土地利用規制として特定用途制限地域の指定や、新たな用途地域の指定もしくは指定に向けた動きが出てきており、一定の成果があったものというふうに思っております。

ただ、拡散傾向はまだみられるため、この方針を引き続き堅持して土地利用規制に努めていくことを考えております。

2点目の府内及び市町村との連携についてですが、府内部局については、これまででも都市計画の案の作成にあたって、事務連絡会議において関係部局の意見集約及び共有を図っており、引き続きこの枠組みにより連携を進めてまいります。

市町村については、都市計画区域マスタープランが都市計画の最上位計画となっておりますので、市町村が都市計画を決定する際には、この計画に沿ったものにする必要があり、かつ、市町村が都市計画を検討する際には県に協議することになっておりますので、その中で、内容についてこれまで共有してきましたし、今後も共有していきたいと考えております。

(小林委員)

今の説明で大体理解したが、例えば、都市計画マスタープランの前回の運用、あるいは調整の中で、こういう点がうまくいかなかつたので、これからはこの部分を重視して進める、ということがこれから5年間で大事と思う。個別の進め方について評価をして、課題を抽出して、その課題の解決に向けた取り組みをする、というようなプロセスをきちんと踏

んでいるかどうか。問題点をきちんと抽出しないと、次の5年間も同じようなことになってしまうと考え、質問させてもらった。

(小磯会長)

ほかにご意見等がないようでしたら、第1号から第4号議案につきましては、原案のとおり決定するということで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それではご異議ないものとして、そのように決定いたします。

続きまして、第5号議案から第10号議案は、いずれも定期見直しにかかる各都市計画区域の区域区分の変更に関するものですので、一括で上程いたします。各議案について、事務局から説明をお願いします。

(下山次長)

第5号議案から第10号議案 各都市計画区域区分の変更についても、共通する内容が多いことから一括してご説明いたします。

はじめに「区域区分の変更」は、「市街化区域と市街化調整区域の境界」を変更すること、及び「人口フレーム」という市街化区域内における将来人口を見直すことであり、本県では市街化区域がある県央広域都市計画圏と東毛広域都市計画圏のみが対象となります。人口フレームについては、国勢調査による人口の増減をもとにして都市計画基礎調査結果を使って適切に見直す必要があることから、おおむね5年に1回行われる定期見直しの際に変更しております。

また、今回「市街化区域と市街化調整区域の境界」を変更する地区は全10地区となり、前橋市と藤岡市の各3地区、館林市と明和町、千代田町、玉村町の各1地区です。すべて市街化調整区域から市街化区域に編入する区域となります。

各地区的詳細については後ほどご説明いたします。

まず、第5号議案から第10号議案まで、議案書で共通となる部分のご説明をさせていただきます。お手元の議案書20ページを御覧下さい。同じ内容の添付図面の図-5をスクリーンに表示しております。

「1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分」「計画図表示のとおり」とありますが、こちらは後ほどご説明いたします。

次に、2の「人口フレーム」についてご説明します。

「人口フレーム」とは、都市計画を定める上で都市の規模の目標となる将来の予測人口であり、市街化区域の範囲を決定する際の重要な指標となります。群馬県においては、広域都市計画圏単位で設定しており、県央と東毛の2圏域で設定しています。今回の議案では県央は前橋・高崎・藤岡・玉村が属し、東毛は桐生・太田・館林が属しています。

県央広域都市計画圏における令和12年（目標年）の市街化区域内の将来予測人口（人口フレーム）は、562,600人に減少すると予測しています。一方で、市街地として適切な人口

密度を保ちながら、令和12年時点で市街化区域内に収容できる人口（配分する人口）はそれよりも少ない548,900人と想定しており、この差分13,700人は収容できない可能性がございます。この差分を保留人口といい、前橋・高崎・藤岡・玉村で住居系の市街化区域を拡大する場合には、13,700人の範囲内で拡大できる余地があるということになります。

第5号議案、第6号議案、9号議案、10号議案の人口フレームは共通でこの内容で変更されることになります。

次に、東毛広域都市計画圏の「人口フレーム」についてご説明します。添付図面の図-6またはスクリーンをご覧下さい。

東毛広域都市計画圏における令和12年の市街化区域内の将来予測人口は、304,600人と予測しています。一方で、適切な人口密度を保ちながら、令和12年自連で市街化区域内に収容できる人口（配分する人口）は308,100人と想定され、将来予測人口より3,500人多くなっています。現在の市街化区域内で将来人口が収容できるということになるため、保留人口は想定されないということになります（保留人口はされていません）。

なお、今回の定期見直しでは、東毛地区において住居系の新たな開発はありません。

第7号議案、第8号議案の人口フレームは共通でこの内容で変更されることになります。

お手元の議案書21ページを御覧下さい。区域区分の変更理由について示しております。

前段5行目までは、第5号から10号議案まで共通の理由である人口フレームの見直しに関する部分です。

次に、6行目からの後半部分についてご説明します。この部分は個別地区編入がある場合にその具体的な内容が記載されています。

お手元の添付図面の図-7またはスクリーンをご覧下さい。

第5号議案から第10号議案においての区域区分を変更する箇所につきまして、概要と位置を示した図です。市街化調整区域から市街化区域に編入する区域には、「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域、新市街地」と「すでに市街地を形成している区域、既成市街地の2種類があります。

今回議案においては、市街化調整区域から市街化区域への編入を予定している10地区のうち、第5号議案の③三俣駅東地区が既成市街地での編入であり、他の9地区はすべて新市街地での編入となります。新市街地については市街地整備が確実となった区域について編入するものとしており、その他の各地区も工業団地造成事業等の実施が確実となつたことから市街化区域に編入するものです。

それでは第5号議案から第10号議案の区域区分を変更する箇所につきまして、その詳細について順番にご説明します。お手元の議案書の21ページとあわせて、添付図面の図-8またはスクリーンをご覧ください。

まず、第5号議案の前橋都市計画区域についてご説明します。図面は編入位置を示した総括図となります。亀里北地区、力丸工業団地西地区、三俣駅東地区の3地区を編入します。亀里北地区、力丸工業団地西地区は北関東自動車道の前橋南インターチェンジ付近、三俣駅東地区は上毛電鉄三俣駅の北側になります。

お手元の添付図面の図-10またはスクリーンをご覧ください。

亀里北地区についてご説明いたします。今回市街化区域に編入する区域の境界は黄色の実線であり、編入後は赤の実線で示した範囲となります。また、灰色で道路、緑色で緑地、

水色で調整池をお示ししています。なお、用途地域は準工業地域を予定しています。

お手元の添付図面の図－12またはスクリーンをご覧ください。

力丸工業団地西地区についてご説明いたします。今回市街化区域に編入する区域は赤の実線で示した範囲となります。灰色で道路、緑色で緑地、水色で調整池をお示ししています。なお、用途地域は工業専用地域を予定しています。

お手元の添付図面の図－14またはスクリーンをご覧ください

三俣駅東地区についてご説明いたします。今回市街化区域に編入する区域は赤の実線で示した範囲となります。なお、用途地域は沿道部分を近隣商業地域、それ以外を第一種住居地域とすることを予定しています。

前橋都市計画区域は以上となります。

お手元の議案書の24ページと合わせて添付図面の図－15またはスクリーンをご覧ください。

続いて、第6号議案の高崎都市計画区域についてご説明します。高崎の総括図を表示しておりますが、個別の区域区分を変更する箇所はないため、先ほどご説明した「人口フレーム」の変更のみとなります。

お手元の議案書の32ページと合わせて添付図面の図－16またはスクリーンをご覧ください。

続いて、第7号議案の桐生都市計画区域についてです。桐生においても個別の区域区分を変更する箇所はないため、先ほどご説明した「人口フレーム」の変更のみとなります。

お手元の議案書の37ページと合わせて添付図面の図－17またはスクリーンをご覧ください。

続いて、第8号議案の館林都市計画区域についてご説明します。館林は、館林渡瀬南部第二産業団地地区、明和町役場庁舎西地区、千代田下中森地区の3地区となります。館林渡瀬南部第二産業団地地区は、市北部の既存工業団地隣接区域、明和町役場庁舎西地区は明和町役場の西側、千代田下中森地区は千代田町・明和町にまたがる既存工業団地に隣接する区域となります。

添付図面の図－19またはスクリーンをご覧ください。

館林渡瀬南部第二産業団地地区についてご説明します。今回市街化区域に編入する区域の境界は赤色の実線であり、灰色で道路、緑色で緑地、水色で調整池をお示ししています。なお、用途地域は工業専用地域を予定しています。

添付図面の図－21またはスクリーンをご覧ください。

明和町役場庁舎西地区についてご説明いたします。今回市街化区域に編入する区域は赤の実線で示した範囲となります。黄色が事業用地、緑色が緑地、水色が調整池をお示ししています。なお、用途地域は近隣商業地域を予定しています。

添付図面の図－23またはスクリーンをご覧ください。

千代田下中森地区についてご説明いたします。今回市街化区域に編入する区域は赤の実線で示した範囲となります。黄色が事業用地、緑色が緑地、水色が調整池をお示ししています。なお、用途地域は工業専用地域を予定しています。

館林都市計画区域は以上となります。

お手元の議案書の41ページと合わせて、添付図面の図－24またはスクリーンをご覧

ください。

続いて、第9号議案の藤岡都市計画区域についてご説明します。藤岡は、西部工業団地（第3期）地区、藤岡インターチェンジ西産業団地（第2期）北地区、藤岡インターチェンジ西産業団地（第2期）南地区の3地区となります。西部工業団地（第3期）地区は、市内北西部の上信越自動車道付近、藤岡インターチェンジ西産業団地（第2期）北地区・南地区は、同じく市内北西部で高崎市との境界付近となります。

添付図面の図－26またはスクリーンをご覧ください。

西部工業団地（第3期）地区についてご説明します。今回市街化区域に編入する区域の境界は赤色の実線であり、橙色が事業用地、緑色・黄色が緑地、水色が調整池をお示ししています。なお、用途地域は工業専用地域を予定しています。

添付図面の図－28またはスクリーンをご覧ください

藤岡インターチェンジ西産業団地（第2期）北地区についてご説明します。今回市街化区域に編入する区域の境界は赤色の実線であり、橙色が事業用地、緑色・黄色が緑地、水色が調整池をお示ししています。なお、用途地域は工業専用地域を予定しています。

添付図面の図－30またはスクリーンをご覧ください

藤岡インターチェンジ西産業団地（第2期）南地区についてご説明します。今回市街化区域に編入する区域の境界は赤色の実線であり、橙色が事業用地、緑色・黄色が緑地、水色が調整池をお示ししています。なお、用途地域は工業専用地域を予定しています。

藤岡都市計画区域は以上となります。

お手元の議案書の45ページと合わせて、添付図面の図－31またはスクリーンをご覧ください。

続いて、第10号議案の玉村都市計画区域についてご説明します。玉村は、文化センター東地区の1地区となります。文化センター東地区は、国道354号と県道藤岡大胡線の交差付近となります。

お手元の添付図面の図－33またはスクリーンをご覧ください

今回市街化区域に編入する区域の境界は赤色の実線であり、灰色が道路用地、緑色が緑地、青色点線が調整池をお示ししています。なお、用途地域は近隣商業地域を予定しています。

玉村都市計画区域は以上となります。

お手元の添付図面の図－34またはスクリーンをご覧ください

続いて、第5号議案から第10号議案に係る策定の経緯について説明します。住民意見反映措置の結果、公述の申し出はなかったことから公聴会は中止となりましたが、都市計画法第17条による縦覧に供したところ、高崎都市計画区域について意見書の提出が1件ありましたので、ご説明します。お手元の議案書の28ページと合わせて、添付図面の図－35またはスクリーンをご覧ください。

意見の要旨は「高崎市石原町大字染山(しどぎやま)地区(意見者居住地)について、市街化区域に挟まれた地域であるにもかかわらず、市街化調整区域であることから区域区分の変更の必要性について検討いただきたい。」というものでした。

向かって右側のスクリーンに映されている航空写真が、意見書で編入要望のあった地域の状況です。

この意見書に対する高崎市の見解を確認したところ、「当該地は、小坂山(おさかやま)の麓にあり、良好な自然環境を有する地域であることから、これを保全し後世に残していくことが肝要であると認識しているため、現時点では市街化区域への編入は考えていない」とのことでした。

県としては、高崎市の見解も踏まえ、「市街化区域は、既に市街地を形成している区域または概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であることから、当該地は条件を満たしていない。また、まちづくりの主体である高崎市の見解を踏まえても、区域区分の変更（市街化区域への編入）の必要性は認められない」と考えており、県案は修正せず手続きを進めたいと考えております。

お手元の添付図面の図－3 4 またはスクリーンをご覧ください。

その後、関係市町村にも意見聴取し、異存ない旨の回答をもらっています。今後、国土交通省への協議を経て、令和 7 年 12 月の決定告示を予定しております。

以上で、第 5 号議案から第 10 号議案の説明を終わります。慎重ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(小磯会長)

ただいま説明のありました第 5 号から第 10 号議案につきまして、委員の皆様からご意見、あるいはご質問があれば、お願ひいたします。

(小林委員)

これはコメントだが、例えば、図 1 3 の三俣駅東地区の編入について、その周囲がかなり開発されていて、この一角だけどうして市街化区域に編入するのか、周囲が開発されている中で、この地区だけなぜ市街化調整区域で残っていたのか。前橋市で、都市計画上線引きして区域区分をするときに見落としていたのではないか。区域区分を定めるにあたって、このような見落としがなかったかどうか、確認したほうがよいのではないか。

また、今回の市街化区域に編入する地域に、優良農地が含まれているものが多いと思うが、優良農地が減っていくことに対して手をこまねいていてよいのか。例えば、インターチェンジ周辺やその沿道の開発が進んでいて、工業団地の需要もあるから市街化するというのは、県の土地利用という意味では大事だと思うが、それとは別に、優良農地をどのように形で残していくか、という視点も必要ではないか。

それから、例えば工業用地として用途地域の変更をしたもの、その計画が頓挫したところに、太陽光発電設備が設置されたという事例もある。これは市町村の問題だが、例えばマスタープランの中にも書いてある地区計画制度を活用して、そのような事態を避ける手立てを考えることなどを、市町村に指導したほうが良いのではないか。

以上、コメントです。

(下山次長)

1 番目の既成市街地の編入に際して漏れがないかというご質問について補足説明させていただきますと、今回の見直しは定期見直しで、定期見直しの際は随時編入と異なり、既成市街地としてすでに市街地を形成しているもので、編入できるものがあるかどうかを各市

町村に確認してもらっております。ただ、その中で、既成市街地の要件が整っているから全て編入するということではなく、各市町村の判断で、住民の理解を得られているかなど、多角的に検討した上で、真に必要なところを編入するということになっております。今回の地区も、数十年前の当初線引時には市街化が進んでいなかったと思われますが、その後の変化も見ながら、市町村が今後のまちづくりを考えながら検討しております。基本的にはチェックをした上で編入しているので、この時点では漏れはないと考えております。

また、農地の調整については、この編入地区を決定するときにも、各市町村が土地利用全体を通して、農業経営や、農家の方に支障がないかという視点で、極力支障がない地区を選んで編入しているところでございます。その上で、将来的な農業をどうするかは、市町村の農政部局を中心に検討していると聞いております。

3番目の太陽光発電設備の設置については、なかなか都市計画で縛ることが難しいところですが、今回編入するところも、基本的に産業の需要が多くて、既に造成を待っているような状況と聞いておりますので、ご指摘のようにいきなり太陽光パネルが設置されるようなところはないと認識をしております。ただ、将来的に需要が低下したときにどうするかというのはまだ分からぬところがあるので、引き続き土地利用の状況を見ながら、市町村に話をしていきたいと思っております。

(内田委員)

今回の定期見直しは、第9回ということだが、何年おきぐらいに見直しをしているか教えてほしい。

(下山次長)

都市計画基礎調査というものを行って、それを元に定期的な見直しを行っております。基礎調査は5年に1回行っており、定期見直しも5年に1回行っています。

(小磯会長)

ほかにご意見等がないようでしたら、第5号から第10号議案につきましては、原案のとおり決定するということで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それではご異議ないものとして、そのように決定いたします。

続きまして、第11号議案「前橋都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

(建築課・西塚次長)

それでは、第11号議案「前橋都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」群馬県建築課西塚から説明させていただきます。

はじめに、議案書の47ページを御覧ください。

本議案は、前橋都市計画区域内の産業廃棄物処理施設の敷地位置にかかる建築基準法に基づく許可に際し、許可権者の前橋市長が、都市計画上の支障の有無について、本審議会に付議したものです。

議案書 48 ページを御覧ください。施設の概要と付議の理由を記載しています。

表に示す施設概要ですが、名称につきましては前橋都市計画区域内産業廃棄物処理施設、用途地域は準工業地域、申請者は久松商事株式会社、所在地につきましては前橋市北代田町字位田(くらいだ)668 番 1 ほか 11 筆、敷地面積は 19,765.74 m²、処理能力につきましては、廃プラスチック類の破碎が 1 日 7.56 トン、木くずの破碎が 1 日 23.76 トンであり、許可が必要となる規模となっております。主な施設ですが、産業廃棄物処理施設 1 棟を増築するものでございます。

次に付議の理由について説明いたします。都市計画区域内での産業廃棄物処理施設の位置は、都市計画法上、都道府県が都市計画決定することとされており、建築に際しては、建築基準法第 51 条の規定により、都市計画においてその敷地の位置が決定していかなければ、ならないとなっています。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合に、都市計画決定していなくても、建築できることになっています。

申請地は都市計画区域内であり、許可が必要な処理能力のある施設の更新を計画しています。更新する処理施設は、既存の敷地内に建設できないため、許可が必要な位置に計画したことから、許可権者である前橋市長が許可するのにあたり、本敷地の位置に係る都市計画上の支障の有無について付議するものです。

なお、前橋市では、民間の産業廃棄物処理施設の新築等については、公共性や恒久性などの観点から都市計画決定が適当でないとして、建築基準法第 51 条のただし書き許可を適用しています。

それでは、これから、今回の事業の概要と、敷地の位置が都市計画上支障のないことを確認した結果につきまして、前橋市より説明させていただきます。

(前橋市建築指導課・樋口課長)

前橋市建築指導課長の樋口と申します。第 11 号議案について、説明をさせていただきます。

まず、経緯と事業概要を説明いたします。

申請者の久松商事は、昭和 48 年に、現在の場所に、廃棄物処理施設を設置いたしました。その後、既に立地したことから、平成 7 年度に既存不適格建築物として扱われ、事業を続けてまいりました。

現在、申請地の西側の都市計画道路赤城山線・県道前橋赤城線の拡幅事業により、敷地の一部が道路用地となり、作業環境に影響が出たことや、既存の処理施設が老朽化していることから、処理施設の更新を計画するものです。

更新する処理施設は、既存の処理施設を稼働しながら建設する計画としていることから、既存不適格の敷地内では建設することができません。そのため、既存不適格である敷地と更新する処理施設の建設敷地等を含めた敷地の位置について、建築基準法第 51 条ただし書きの許可を申請したものでございます。

なお、既存の処理施設は、更新する処理施設の稼働後、撤去することとなっていることから、処理能力につきましては既存と同程度となります。

それでは、お手元の議案添付図面の36ページ、第11号議案の図-36またはスクリーンをご覧ください。こちらは、前橋都市計画区域の都市計画図でございます。本件でお示しさせていただきます図面は、全て上が北となります。中央の「申請地」と図示された赤い部分が、今回の申請地でございます。

申請地は、市街化区域に位置し、用途地域は、準工業地域が定められており、「学校、図書館、児童福祉施設、老人福祉施設、医療施設、都市公園等からおおむね100m以上離れていること、「自然環境の保全を図る地域」や「災害防止等の保全を図る必要のある地域等」に位置しないことを確認しています。

次に、都市計画道路等の都市施設との位置関係につきましては、申請地西側と南西側に都市計画道路がございます。西側の都市計画道路赤城山線につきましては、現在事業中であり、申請者は用地買収や事務所の移転など、道路拡幅に協力していただいております。また、南西側の都市計画道路三俣下小出線につきましては、敷地の一部がかかっておりますが、現在は建築物もなく、今後の建築計画もないことから、申請地は、都市計画道路等の都市施設に影響を及ぼす位置ではないことを確認しています。

次に「搬入・搬出経路」についてですが、緑色の線でお示した申請地西側の前橋赤城線となります。前橋赤城線は現在、拡幅事業中であり、両側に3.5mの歩道が設けられた幅員17mの道路が整備される予定です。申請地の出入口付近には、通学路は指定されておりませんが、搬入・搬出業者などの関係者全員に、敷地の出入り、特に歩道の横断については、歩行者や自転車に注意を払うよう、申請者から伝達すると伺っております。また、施設の処理能力は、施設の更新後も同等であることから、搬入・搬出車両の交通量が増加することもないことから、搬入・搬出経路について支障がない計画であると判断しています。

続きまして、お手元の図-37またはスクリーンをご覧ください。こちらは、付近見取り図となります。中央の赤色の範囲が、今回の申請地でございます。先ほどと同じように、搬入・搬出経路を緑色の線で示しています。敷地周辺の土地利用につきましては、図の右側の凡例のとおりでございますが、主なものとしては、黄色が住宅、茶色が商業施設、濃いオレンジ色が業務施設でございます。本市の許可基準において、申請地から50mの範囲の土地所有者、建物所有者及び居住者を利害関係者としており、紫色の線は、その範囲を示しています。

利害関係者に対して、本計画に関する説明会の開催や戸別訪問による説明、説明資料の送付を行っています。また、申請地のある北代田町と下細井町の居住者に対して、説明会を開催したことを確認していることから、周辺住民に対しても理解が得られよう努め、適切に行われたものと判断しています。

続きまして、お手元の図-38またはスクリーンをご覧ください。こちらは、配置図となります。「赤色の線」で囲われた部分が申請地です。また、「赤色の点線」は、廃棄物処理法の改正前から立地している既存不適格の範囲を示しています。周辺の道路は灰色、搬入・搬出経路は緑色で示しています。前橋赤城線にある緑色の矢印の場所が出入口となり、搬入・搬出車両が出入りする計画です。

従業員駐車場は、敷地外の北側、来客者の駐車場は、事務所西側に計画されており、搬入

・搬出車両と一般車両を分けた計画としております。建築物につきましては、黄色で塗られたAが新設する処理施設、そのほかのB以下は既存の事務所、倉庫でございます。なお、Cは、既存の処理施設のある建築物でございますが、Aの新設後、処理施設を撤去し、倉庫として使用する計画です。オレンジ色の部分は、処理後保管場所になります。

雨水排水につきましては、排水計算を行い、敷地内の側溝を経由し、水色の矢印でお示しました、東側の赤城白川、南側の道路側溝2カ所、南西側の水路へ放流する計画となっています。

次に、搬入・搬出車両の動線につきましては、前橋赤城線に設けられた搬入・搬出車両出入口より入出場いたします。オレンジ色の線が搬入車両の経路となります。入場時に台貫にて重量を計測し、処理施設内で荷下ろし後、再度台貫にて重量を計測した後に退場します。

また、青色の点線が搬出車両の経路となり、搬入車両と同様に、入場時に台貫にて重量を計測し、処理後保管場所から荷揚げ後、再度台貫にて重量を計測した後に退場します。

前橋赤城線への出入口については、門扉を歩道から2m程セットバックして設置しており、歩行者や自転車に対する安全への配慮がなされております。また、敷地内においては、搬入・搬出車両の駐車場所等を確保する計画としており、搬入車両等が歩道を塞いでしまわないような配慮をされていることから、交通安全や周辺交通に支障がない計画であると判断しています。

「必要に応じた緑地の設置」につきましては、新設する建築物の南側が住宅地のため、南側の道路沿いに検討しましたが、地元自治会からの要望により、緩衝帯として防音壁を道路から1.5mから2mセットバックして設置し、セットバックした敷地については、歩行者や自転車の通路として利用する計画であることを確認しています。

「景観への配慮」につきましては、前橋市景観条例及び前橋市景観計画に基づき、本計画の届け出を行い、適合通知を受けていることを確認しています。

「環境・公害対策」については、生活環境影響調査を行い、騒音・振動規制法等による環境基準を満たす計画となっていることを確認しています。また、敷地の南側、東側、北側には、防音壁を設置し周辺へ配慮しています。

続きまして、お手元の図-39またはスクリーンをご覧ください。こちらは、本施設が取り扱う廃棄物の処理工程図です。左側が廃棄物となっており、廃プラスチック類や木くずの混ざった廃棄物が搬入されます。破碎処理し、廃プラスチック類や木くずは「シュレッダーダスト」、金属は「鉄」と「非鉄のアルミとステンレス」に分別されます。右側は、処理後の搬出先になりますが、シュレッダーダストは、サーマルリサイクル施設に処理を委託します。金属は、溶解してリサイクルできる施設に処理を委託します。

続きまして、お手元の図-40またはスクリーンをご覧ください。こちらは、破碎・保管の動線図でございます。

処理設備は、1次破碎機を2台、2次破碎機を1台設置します。処理前の廃棄物は、黄色で示した場所に搬入し、保管されます。処理動線は、黄色の保管場所から、赤色の線が破碎機までの流れ、赤色の点線が処理中の廃棄物の流れ、青色の線が破碎後の保管場所までの流れを、それぞれ示しています。処理後の保管場所は、シュレッダーダスト、鉄、ステンレス、アルミに分けて保管し搬出されます。

続きまして、お手元の図一41 またはスクリーンをご覧ください。廃棄物処理施設の設置手続きの概要になります。

左上の枠「1 廃棄物処理施設の事前協議」については、前橋市の関連部署による現地調査や技術指導等を実施し、令和6年2月19日付けで終了しています。

地域住民に対しては、申請地が位置する北代田町と下細井町を対象に、今回の計画に関する説明会が開催され、反対意見等は出でていないことから、適切な配慮がなされているものと判断しています。

本施設は、一般廃棄物の処理も計画しており、一般廃棄物処理施設の敷地位置につきましては、令和7年9月29日に前橋市都市計画審議会に諮り、同日付で、都市計画上、支障がない旨の議決をいただいている。

今後の手続としては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施設の設置許可、建築基準法第51条ただし書き許可、建築確認申請の手続を経て、建築工事着手は令和9年を想定しており、令和10年に竣工となる計画です。

前橋市では、お手元の参考資料の「建築基準法第51条ただし書き許可について」の4枚目に記載の、「群馬県の許可審査基準」と同様の「許可基準」を定めております。今回の計画について、許可基準に沿って確認したところ、適合していると考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

なお、本施設は、民間の廃棄物処理施設ではございますが、前橋市の収集する一般廃棄物のうち、粗大ごみの約40%の処理委託を受入れしている施設でございます。また、前橋市の清掃工場で中間処理した金属類の最終的な受け入れ先であることや、前橋市の清掃工場では処理できない一般廃棄物の受入れ先にもなっている施設でございます。

第11号議案の説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

(小磯会長)

ただいま説明のありました第11号議案につきまして、委員の皆様からご意見、あるいはご質問があれば、お願ひいたします。

(小林委員)

図一38のCの建物は、既存不適格ということで、Aの新設後に機器を撤去して倉庫として使うとの説明だが、これは建屋としては残すのか。

(前橋市・樋口課長)

破碎機はCの建物のオレンジの部分にございます。破碎機を撤去しまして、建屋はそのまま残す計画となっております。

(小林委員)

先ほど既存不適格の建築物と説明されていたので、Cの建物自体が既存不適格と思っていたが、機械の部分がなくなるから、既存不適格には該当しなくなるということか。

(前橋市・樋口課長)

結果的にそのようになります。

(小林委員)

令和5年8月26日と28日に住民説明会を開催したということだが、これだけ市街地に立地して、周囲に住宅が立ち並んでいるところで更新となれば、住民がいろいろな意見を出しそうだが、住民説明会の際の意見があつたら、教えてほしい。

(前橋市・樋口課長)

住民説明会は、8月26日と28日に下細井町と北代田町の住民を対象に開催し、のべ17名の方のご出席がございました。基本的には、破碎機が新しくなることや建屋自体も新しくなるということで、騒音や振動は従前よりも少なくなるという説明をしてございます。

住民の方からは、南側に防音壁を設置する計画について、防音壁が高過ぎると圧迫感があるというような意見がございました。また、先ほどご説明した防音壁のセットバックについてもご意見がございました。それから、音が小さくなるのかというご質問もあり、破碎機と建屋が新しくなることから、音や振動は抑えられると説明をしております。

(小林委員)

8メートルの防音壁の設置について、防音効果を確認しているのか。

(前橋市・樋口課長)

生活環境影響調査につきましても、新しい建屋と防音壁の設置に伴った予測をしております。

(小林委員)

図-38の南側に黄緑で示された防音壁が切れたところに住宅があるようだが、ここには防音壁を設置しないのか。

(前橋市・樋口課長)

この図面では示されておりませんが、ご指摘の箇所についても新たに防音壁を設置する予定であることを確認しております。

(小林委員)

高さ8メートルは、ほぼ3階建てに近い高さで、かなり圧迫感があると思うが、防音壁の大きさについて、クレームはなかったか。

(前橋市・樋口課長)

東側には9メートルを超える既存の防音壁が設置しておりましたが、住民説明会において、それでは高過ぎて圧迫感があるということで、8メートルの高さにしたと聞いております。

(小林委員)

防音壁の下部の構造はどんなものか。

(前橋市・樋口課長)

防音壁の下部につきましては RC 造で、高さは約 2 メートルです。これは、廃掃法の基準で定められております。

(内田委員)

このような産業廃棄物処理施設の周辺で、トラックが道路の外で待機しているという状況がよくあると認識しているが、図-38 の搬入搬出車両駐車場は、キャパシティは十分なのか。何台くらい駐車できるのか。

(前橋市・樋口課長)

大型トラックが 9 台ほど駐車できるスペースがございます。

(内田委員)

事業者側はそれを意図していても、搬入業者がそれを理解していないことも考えられるので、搬入業者に待機場所を明示して、外で待つことのないよう周知に努めてもらいたい。別件で、図-38 の右下①、②とあるのは何か。

(前橋市・樋口課長)

図38に写真①、②を載せておりますが、その写真の撮影方向を矢印で示しております。

(内田委員)

この②の矢印のところが、この図を見る限り道路を圧迫しているように見えるが、これはどのようにになっているのか。

(前橋市・樋口課長)

赤いラインは敷地の官民境界になってございます。それに対して防音壁は若干セットバックして、内側に設置しております。

(内田委員)

この外は公道になっているのか。

(前橋市・樋口課長)

この道路は市道 00-027 号で、赤城白川に向かって上り坂となっていることから、一部擁壁が設置されていることから図面上では若干の空きがあるよう見えます。

また、防音壁を道路から 1.5m～2m セットバックして設置する計画であり、その部分は道幅が狭いことから、歩道として利用していただく予定となっています。

(内田委員)

この施設は木くずなどを多く扱うため、火災の心配がある。最近メディアでも報道されているが、リチウムイオン電池による火災発生が処理施設の問題になっていると思うが、この施設の火災防止対策について、情報があれば教えていただきたい。

(前橋市・樋口課長)

この施設の現地確認の際、粉じん対策の意図もあるかもしれません、散水を行いながら処理をしておりました。また、消防法により火災報知機等の設置が義務づけられているほか、消火訓練を年1回行っていることを確認しております。

(小磯会長)

ほかにご意見等がないようでしたら、第11号議案につきましては、原案のとおり決定するということで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それではご異議ないものとして、そのように決定いたします。

続きまして、第12号議案「沼田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

(建築課・西塚次長)

それでは、第12号議案「沼田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」群馬県建築課西塚から説明させていただきます。

はじめに議案書の49ページを御覧ください。

本議案は、沼田都市計画区域内の産業廃棄物処理施設の敷地位置にかかる建築基準法に基づく許可に際し、許可権者の群馬県知事が、都市計画上の支障の有無について、本審議会に付議したものです。

議案書50ページを御覧ください。施設の概要と付議の理由を記載しています。

表に示す施設概要ですが、名称は沼田都市計画区域内産業廃棄物処理施設、用途地域は指定なし、申請者は渡辺林産工業株式会社 代表取締役 白渡 卓(しらと・たく)、申請地は沼田市戸神町字吉田866-2ほか、敷地面積は25,677.31平方メートル、処理能力は木くずの破碎が1日当たり153.2トンです。

本施設は、既に平成19年11月27日付けで建築基準法第51条の許可を受けている施設でございます。主な施設は産業廃棄物中間処理施設で、表に示す3棟はいずれも既存建物です。

次に付議の理由について説明いたします。

都市計画区域内の産業廃棄物処理施設の位置は、都市計画法上、都道府県が都市計画決定することとされており、建築基準法第51条の規定により、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、建築してはならないことになっています。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合には、建築できることになっています。なお、群馬県では、民間の産業廃棄物処理施設の建築等については、公共性や恒久性などの観点から都市計画決定が適当でないため、建築基準法第 51 条のただし書き許可を適用しています。

群馬県では、産業廃棄物処理施設の位置について、お手元の参考資料の「建築基準法第 51 条ただし書き許可について」の資料のとおり、知事が都市計画上支障ないと認めて許可を行う際の許可基準を設けています。

申請者の渡辺林産工業株式会社は、東京都に本社を置く林産物の加工販売を主な事業とする会社でございまして、昭和 35 年から、今回の申請地にチップ専門工場を設立しています。主な事業としましては、主に有価物である原木を買い取ったうえ破碎し、堆肥やチップ等の製品に加工し、販売を行っています。これら有価物である木くずの破碎は、1 日当たりの処理能力が 200 トンの移動式破碎機、及び同じく処理能力が 50 トンの固定式破碎機の合計処理能力 250 トンとして破碎処理を行ってきました。

また、産業廃棄物の中間処理の事業も行っておりまして、平成 13 年に移動式破碎機に関して「産業廃棄物中間処理施設の設置許可」を受けています。

その他、平成 20 年に固定式破碎機に関して「産業廃棄物中間処理施設の設置許可」及び「建築基準法第 51 条ただし書き許可」を受けています。こちらについては敷地内において産業廃棄物としての木くずの破碎の中間処理業を行うということで、処理能力 50 トンの許可を得ています。

なお、先ほどご説明したとおり、主な木くずの破碎は産業廃棄物ではなく有価物であります、産業廃棄物の処理の依頼にも対応するため廃掃法設置許可及び建築基準法第 51 条許可を受けている施設であります、産業廃棄物の処理としては年間約 4 トン程度となっています。

今回の計画は、既存の処理能力 200 トンの「移動式破碎機」の老朽化に伴い、処理能力 103 トンの「固定式兼移動式破碎機」に入れ替えるというものです。

建築基準法第 51 条ただし書き許可については敷地内で産業廃棄物処理を行い得る処理能力として 50 トンの許可を受けていますが、処理能力が当初許可の 1.5 倍である 75 トンを超えるため、改めて許可を得る必要があります。

それでは、これから、今回の事業の概要と、敷地の位置が都市計画上支障ないことを確認した結果につきまして、説明させていただきます。お手元の議案添付図面の 42 ページ、第 12 号議案の図-42 またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、沼田都市計画区域の都市計画図で、上が北となります。上部の「申請地」と図示された赤い部分が、今回の申請地です。

申請地は、「沼田北部工業団地」及び関越自動車道の北側で、薄根幼稚園や薄根中学校から直線で約 1.2 キロメートル離れた場所に位置しています。また、都市計画区域外との境界にあり、用途地域指定のない地域となっています。

申請地は、群馬県の許可基準に記載の「自然環境の保全を図る地域」や「災害防止等の保全を図る必要のある地域等」に位置しないことを確認しています。また、都市計画道路等の都市施設との位置関係については、都市施設に影響を及ぼす位置なく、適切であることを確認しています。

搬出入経路は、県道道木・佐山・沼田線、市道善桂寺・岡谷線を通り、繁華街や住宅街を避けています。一部、通学路と重複していますが、7時から8時30分までの通学時間帯、及び14時25分から17時までの下校時間帯の通行ができるだけ控え、横断歩道等では一時停止を励行し安全運転に努めることを申請者に確認しています。

これらのことから、搬出入経路については、支障ないと判断しております。

続きまして、お手元の図-43 またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、付近見取り図で、上が北となります。中央の赤でお示しした部分が、今回の申請地となります。申請地周辺の100mおよび300m以内の土地利用についてですが、緑色でお示しした工場等および、ピンク色でお示しした住宅が周辺に立地しています。茶色で示した道路が搬出入道路となります。1日当たりの搬入、搬出車両は、それぞれ3台程度、合計でも6台程度が見込まれています。

なお、破碎機設置予定地から50m以内の住民は1戸（約45m）ありますが、騒音、振動などの環境・公害対策については、生活環境影響調査を行い、環境基準を満たす計画となっています。

続きまして、お手元の図-44 またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、配置図で、右上側が北となります。赤い線で囲われた部分が今回の申請対象となる破碎施設となりまして、既存破碎機と入れ替わる形となります。申請対象である固定式兼移動式破碎機の処理能力は103.2トンであり、敷地外および申請地内での使用を予定しております。撤去となる既存破碎機は、200トンございますが、有価物としての木くずの破碎のみが対象であったため、建築基準法第51条許可の取得は不要となっていました。

なお、図面の中心の黄色で示しているチップ工場内には処理能力が50トンの破碎機がございますが、こちらは平成19年に建築基準法第51条許可を得て使用している部分となります。敷地内の建築物については、すべて既存の建築物であり、今回の計画において、建築行為はありません。

図面の黄色で示した部分が産業廃棄物処理に関連した施設であり、他の建物は、破碎処理後のチップ加工等に関連する施設です。敷地内の薄い緑色は緑地であり、緩衝帯として敷地の周囲などに設置しております。

次に、車両の搬出入につきましては、図の左下側の赤色の矢印が主出入口で、幅員8mの市道から運搬車両が出入りする計画です。原木や木くずを搬入する車両は、緑色の線で示すとおり、図面左下の主出入口から入り、事務所棟前で計量し、工場内の受入保管施設へ搬入します。屋外で破碎機により破碎し、木材チップとなったものを図面中央のチップ工場のチップヤードにて保管します。その後加工された木材チップは主出入口より搬出されます。出入口は見通しがよく、また、敷地内において、搬入・搬出車両及び従業員駐車スペース等を確保する計画としており、交通安全や周辺交通に支障がない計画であると判断しております。

続きまして、お手元の図-45 またはスクリーンをご覧ください。

参考として、産業廃棄物処理事業の概要をご説明いたします。図4は、本施設が主に取り扱う廃棄物等のイメージです。

左側が搬入物となっており、産業廃棄物以外の原木の破碎処理が主になりますが、木くずである産業廃棄物も受け入れを計画しております。木くず等は、ウッドチップとして破

碎処理され、製紙原料やバイオマス発電の原料として搬出されます。また、今回の許可対象外ではありますが、原木の樹皮からバーク堆肥を製造し出荷しています。

続きまして、お手元の図-46 またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、平成 19 年に建築基準法第 51 条の許可済みである既存チップ工場における廃棄物処理の主な作業動線図でございます。原木については、オレンジ色でお示したとおり、保管場所から原木搬送機へ投入へと進み、原木皮剥、一次破碎、二次破碎、選別の工程を経て、チップヤードに一時保管します。原木以外の木くずについては、緑色とオレンジ色でお示したとおり、保管施設より重機で建物北側からコンベヤに供給し、一次破碎、二次破碎、選別の工程を経て、チップヤードに一時保管します。

以上、参考として、破碎処理フローの概要を説明させていただきました。

続きまして、お手元の図-47 またはスクリーンをご覧ください。

最後になりますが、こちらが、今回の廃棄物処理施設の設置手続の概要でございます。

左上の枠「廃棄物処理施設の事前協議」につきましては、沼田市、消防、群馬県関連部局による現地調査や技術指導等を実施し、令和 6 年 12 月 13 日付けで終了しています。

今回の計画は、移動式破碎機の入れ替えであるため、建築確認申請や開発許可、消防手続き等の予定はございません。

今後の手続としては、建築基準法第 51 条許可の取得のほか、廃掃法に基づく変更許可等を経まして、施設の運営が開始となる見込みです。

以上、群馬県の許可基準に基づき、本施設の敷地の位置について都市計画上支障がないか確認したところ、許可基準に適合していると考えられるため、本審議会に付議したものでございます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

(小磯会長)

ただいま説明のありました第 12 号議案につきまして、委員の皆様からご意見、あるいはご質問があれば、お願ひいたします。

(小林委員)

この施設の許可基準については問題ないと考えているが、図-44 の真ん中に「くん製工場」とある。人間の五感のうちで匂いというのは生理的な反応が非常に強いが、このくん製工場は匂いを出すのか。

(建築課・西塙次長)

私どもが現地に確認に行った際は、個人差はあると思いますが特に匂いが気になるということはございませんでした。

(小林委員)

ここでは何かものを作っているのか。

(建築課・西塙次長)

ここでは、ハムやソーセージを作る際のくん製の材料を作っております。

(小林委員)

くん製のもとになるチップを作るには大きい気もするが、ここではくん製をしているのではなく、チップを製造しているだけか。チップ工場とくん製工場はどう違うのか。

(建築課・西塚次長)

この施設ではチップを製造しており、くん製はしておりません。工程としては、チップ工場の方で破碎をして、それが終わると、くん製工場の方でバーク堆肥などの用途別に分けて保管しております。

(小林委員)

図-45 で、チップを製紙原料とバイオマス発電とバークたい肥として活用しているとあるが、それぞれどこに出荷しているのか。

(建築課・西塚次長)

スモークチップは全国各地に出荷しておりますが、バイオマス燃料としての木片は、関東や東北地方に販売していると聞いております。

(小磯会長)

ほかにご意見等がないようでしたら、第11号議案につきましては、原案のとおり決定するということで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それではご異議ないものとして、そのように決定いたします。

以上で、本日ご用意している審議は終了いたしました。

傍聴人及び報道関係者の方は、事務局の指示に従って退室をお願いいたします。

(傍聴人、報道関係者退室)

(小磯会長)

それでは次第の3 その他ですけれど、事務局から何かございますか。

(小島課長)

次回、第208回の審議会の開催についてですが、通例ですと12月中旬頃を予定しているところですが、当初今回の審議会で上程を予定していて延期させていただいた、伊勢崎及び太田都市計画区域の区域区分の変更にかかる2議案につきまして、早急に都市計画決定を行う必要があることから、臨時的に11月中旬頃に開催することも考えております。具